2月16日(水)から税の申告が始まります

◆市民税課 田
(☎460-9827
・460-9828)

市民税・都民税の申告は市役所へ（平成23年度）

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

場　所	日　時	
田無庁舎（２階展示コーナー）	２月16日(水)～３月15日(火) ※２月18日(金)・25日(金)は午後８時まで延長	受付時間 午前８時30分～11時30分 午後１時～４時30分 （土・日曜日を除く）
保谷庁舎（防災センター６階）	３月１日(火)～３月15日(火)	

※田無庁舎の申告受付場所に、国税庁HPと同じ確定申告書作成システムを利用できるパソコンを用意します。申告書を作成・印刷して提出することができますので、ご利用ください。
※受付初日と受付締切日間際は、窓口が大変込み合います。混雑する時期を避けて申告いただきますようご協力をお願いします。また、**受付時間は混雑の状況により、早めに締め切る場合があります。**
※各会場へは公共交通機関をご利用ください。

市でご相談・お預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです。

□提出のみの方　内容がすべて記入済みの申告書
□簡易な申告の方　給与所得者の還付申告や公的年金等の申告など

❖市でご相談できない所得税の確定申告
①青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得の申告および不動産所得の申告
②土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告
③初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告
④平成21年分以前の過去の年分の申告
⑤雑損控除の申告
⑥相続または贈与などに係る生命（損害）保険契約などに基づく年金所得の申告など

上記①～⑥に該当する方、そのほか特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。なお、ご相談せずに申告書を提出するのみの場合は、上記の内容を問わずお預かりできます。

申告の際、必要となるもの

①申告書、印鑑、筆記具、計算機
②源泉徴収票など平成22年中の収入額がわかる書類
③下記の控除をうける場合、
（A）国民健康保険料・後期高齢者医療保険料（保険年金課）、介護保険料（高齢者支援課）
（B）国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費控除、寄附金控除

Aの各控除を受ける場合は平成22年中に支払った金額を計算してお越しいただくだけで領収書などの添付は不要です。金額が不明な場合は、各担当課で平成22年中に支払った金額を確認できます。

Bの各控除を受ける場合は平成22年中に支払った金額がわかる控除証明書などの添付が必要です。
④医療費控除の申告には領収書原本を添付し、あらかじめ合計額を計算してお越しください。
⑤障害者手帳または認定書（障害をお持ちの方）
⑥申告者名義の銀行などの口座番号がわかるもの（還付申告の方）※昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちいただくと相談など速やかにできます。源泉徴収票や領収書などの添付書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取ってください。

❖申告についての注意
①申告の期間を過ぎてから申告をした場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行の時期も遅れることになります。

また、普通徴収（個人納付）の場合は、納期限が過ぎてしまうと通常４回ある納期が減り、一度に納めていただく税額も多くなってしまいますので、お早めに申告をお願いします。
②所得税および市民税・都民税の源泉徴収がお済みの配当所得の申告を選択し、所得税および市・都民税が還付される場合でも、所得が増えたことにより、国民健康保険料や介護保険料などが増額になる場合があります。
③医療費控除に添付していただく領収書は、平成22年１月１日～12月31日に支払われたものが対象になります。今年支払われた医療費は対象になりませんのでご注意ください。また、栄養ドリンクや日用品の購入費、インフルエンザの予防接種代などは医療費控除の対象外となります。
④配偶者の年金から差し引かれた介護保険料と後期高齢者医療保険料は、配偶者が支払われたものとなり、申告者の社会保険料控除の対象とすることはできません。ただし、後期高齢者医療保険料は、口座から振替により支払うことを選択できるので、その選択をして申告者の口座から振替により支払われた場合には申告者の社会保険料控除の計算に含めることができます。
⑤住宅ローン控除を受ける初年度は必ず税務署への確定申告が必要となります。田無および保谷の申告会場で相談をお受けすることができません。

市民税・都民税の申告

□申告が必要な方
①平成23年１月１日現在、西東京市内に住所があり、平成22年中に所得のあった方
②平成23年１月１日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方
③所得がない場合でも国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方

□給与所得者で次に該当する方
①勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方
②地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入のあった方
※給与所得または公的年金などの所得だけの方で、勤務先などより市へ支払報告書の提出をされた方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が、支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要です。
※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

❖申告用紙の郵送と配布

申告書は１月27日(木)に次の方へ発送予定です。
①昨年、市民税・都民税の申告書を提出された方
②昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入された方
③市民税・都民税の申告が必要な方で、申告書が届かなかった方には、次の場所で配布します。

場　所		日　程
田無庁舎	４階市民税課	２月１日(火)～15日(火)
	２階申告会場	２月16日(水)～３月15日(火)
保谷庁舎	１階臨時窓口	２月１日(火)～28日(月)
防災センター	６階申告会場	３月１日(火)～15日(火)
各出張所		２月１日(火)～３月15日(火)

（土・日曜日、祝日を除く）

※所得税の確定申告書も２月１日(火)から同窓口で配布します。所得税の確定申告書は、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。
国税庁HP http://www.nta.go.jp

所得のなかった方も申告を

平成22年中に所得のなかった方も申告をすることにより、非課税証明書の発行（都営住宅の収入報告、シルバーパス申請などに必要）、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等各種年金の支給、後期高齢者医療被保険証の発行などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「所得（収入）のなかった方」欄の該当箇所に記入し、提出してください。

❖市民税・都民税のみの相談・申告の出張受付窓口

場　所	日　程
芝久保公民館	２月１日(火)
下保谷福祉会館	２月２日(水)
住吉会館ルピナス	２月３日(木)
ひばりが丘公民館	２月４日(金)
柳沢公民館	２月７日(月)
新町福祉会館	２月８日(火)

受付時間：午前９時30分～11時30分・午後１時～３時30分
※午前９時までは会場に入れませんので、ご注意ください。

市民税・都民税申告書を郵送される方へ

市民税・都民税申告書の提出は、郵送でも受付けします。申告書に必要事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、申告書に同封の市民税課宛の返信用封筒に切手を貼り送付してください。

申告書の「控」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください（就学援助費の申請などに必要となることがあります）。

Q&A パート収入・公的年金収入と税

Q 私はパート収入のみですが、いくらまでなら税金がかからず、夫の扶養親族になれますか？

A 給与収入100万円以下なら、所得税も住民税もかからず、扶養親族にもなれます。配偶者控除・扶養控除の対象は給与収入が103万円以下の場合に該当します。給与収入・公的年金収入の場合は次のようになります。

❖給与収入のみの場合

	収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
		所得税	住民税	
パート（給与）収入	100万円以下	非課税	非課税	該当
	100万円を超え103万円以下	非課税	課税（※１）	該当
	103万円を超える	課税（※２）		非該当

※１　障害者・寡婦・寡夫・未成年者は2,044,000円未満は非課税。また扶養親族数により非課税となる場合があります
※２　所得控除額が総所得金額などを超える場合は非課税。

❖公的年金（雑所得）のみの場合

		収入金額	課税・非課税の別		配偶者控除・扶養控除の対象
			所得税	住民税	
公的年金収入	65歳未満	105万円以下	非課税	非課税	該当
		105万円を超え108万円まで	非課税	課税（※３）	該当
		108万円を超える	課税（※５）	課税（※３）	非該当
	65歳以上	155万円以下	非課税	非課税	該当
		155万円を超え158万円まで	非課税	課税（※４）	該当
		158万円を超える	課税（※５）	課税（※４）	非該当

※３　障害者・寡婦・寡夫は2,166,667円以下は非課税。また扶養親族数により非課税となる場合があります。
※４　障害者・寡婦・寡夫は2,450,000円以下は非課税。また扶養親族数により非課税となる場合があります
※５　所得控除額が総所得金額等を超える場合は非課税。

申告受付期間中の市民税課への電話

２月16日(水)～３月15日(火)は、市民税課職員の多くが受付会場に移動しているため、電話が繋がりにくい場合や、呼出音が鳴っていても、すぐに対応できない場合があります。

電話でのお問い合わせは、できるだけ２月15日(火)までにお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

凡例　時日時　場場所　内内容　対対象　定定員　講講師　¥料金　持持ち物　締締切　申申し込み　問問い合わせ　HPホームページ　FAXファックス　✉メール　田田無庁舎　保保谷庁舎